

令和6年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和6年10月1日(火)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 危機管理監、危機対策局長、危機対策課長

| 質問要旨  | 答弁要旨   |
|---|--|
| <p><b>二 山岳遭難防止対策等について</b></p> <p>2009年(平成21年)にですね、3定の予算特別委員会で、大雪山系トムラウシ山遭難事故を契機に安全な登山観光についてということで、質問させていただきました。</p> <p>今年は上川地域で山岳遭難が増加をしていることから、昨日、環境生活部への質問に続いて、今日は山岳遭難防止対策を所管する総務部に質問したいと考えます。</p> <p><b>(一) 山岳遭難発生状況と推移について</b></p> <p>山岳環境を利用した登山やハイキング、スキー・スノーボードなどの愛好者は多い一方で、山岳遭難によって、死亡する場合も少なくありません。</p> <p>スポーツやレジャーで命を失うということは、これは絶対にあってはならないことだと考えます。</p> <p>2019年(令和元年)以降の過去5年間の山岳遭難の発生状況と推移について、まず、お聞きします。</p> <p>2日か3日に1回起きていたという計算なんですよ。</p> <p><b>(二) 今年の遭難発生状況について</b></p> <p>旭川方面本部がまとめた上川管内の今年の発生件数は9月10日までにすでに35件にのぼっております。過去5年で最多となっております。昨年同期を上回るペースと承知しておりますけど、例年と比較して道内の遭難状況はどうなっているのか伺います。</p> <p>微減にとどまっていて、大きく減少していないんですよ。</p> <p><b>(三) 遭難原因及び死亡原因等について</b></p> <p>どのような原因で遭難しているのか。また死亡した方は何人で、どのような原因によるものか。遭難の際、登山届はどのように活用されるのか。届出状況と併せてお聞きします。</p> | <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>山岳遭難の発生状況についてでございますが、道警が公表している「山岳遭難発生状況」によりますと、過去5年間における山岳遭難の発生件数と遭難者数は、令和元年で126件、146名、令和2年で99件、125名、令和3年で118件、127名、令和4年で115件、133名、令和5年で144件、172名となっております。5年間の合計は、602件、703名となっております。</p> <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>今年の状況についてでございますが、道警の公表資料によりますと、今年は8月末現在で、発生件数が102件、遭難者数は130名となっております。昨年の同時期までの発生件数107件、遭難者数131名と比較し、発生件数で5件減、遭難者数で1名の減となっております。</p> <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>遭難原因等についてでございますが、道警の公表資料によりますと、令和元年から令和5年までの5年間における遭難者数は703名で、その原因は、多い順に、道迷いが244人、34.7%。転倒が110人、15.6%。滑落が62人、8.8%となっております。</p> <p>また、この5年間における死者数は54名で、その原因は、多い順に、病気等が14名、25.9%。滑落が12名、22.2%。雪崩が8名、14.8%となっております。</p> <p>登山者が登山する山域、山名、登山期間、氏名・住所、緊急時の連絡先、行動予定、装備品などを記載した登山計画書を作成・提出することは、山岳遭難が発生した際、捜索・救助活動の大きな手がかりとなりますことから、道や道警では、登山に当たっては、家族や職場関係者など身近な人のほか、警察署などにも登山計画書を提出することの周知啓発を行っております。</p> |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨  |
|--|--|
| <p>こんなに、道迷いが多いとは思っていなかったですよ。病気による死亡も多いということで、これは対策を取る必要があると思います。それから、登山届は登山者の一部の把握ということですけども、捜索の際に有効に活用されると聞いております。</p> <p><b>(四) 通報及び救助等について</b></p> <p>そこで、遭難した場合の通報と救護・救助出動はどのような体制で行われているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、遭難事故は人命に関わるだけではなく、その救助に当たる人たちの負担も大きいわけですけども、どのような課題があるとお考えでしょうか。</p> <p>道警のヘリですとか、道の防災ヘリによる救助が多くなっていると承知をしております。また、道警の山岳遭難救助隊や消防救助隊が出動している件数が非常に多いということになっておりまして、これは防ぐ必要があると思いますし、こうした方々の2次災害がないようにすることが、極めて重要であると考えております。</p> <p><b>(五) 遭難事故からの教訓について</b></p> <p>そこで、今年は8月末までに102件130人が遭難しているということだったんですけども、7月の状況を見ますと、利尻山で、それからトムラウシ山で羊蹄山で、また、利尻山では7月多かったですけども、本当に多くの道内の山で年代問わず、性別問わず、各地の山で遭難が起きていると、それから道外の方もかなり多いですよ。頻発している状況です。疲労でというのがかなり多いんですけども、他にも体調不良や熱中症が原因の遭難もあります。</p> <p>人命は救われたものの危険な事態でありまして、体力に見合っていない強行日程や装備不足等が原因と考えられるわけです。</p> <p>これはやはり、本道では、トムラウシ山で8人が亡くなった遭難事故の際、予備日のない強行日程の問題が指摘されて、低体温症に注目も集まった、この教訓が活かされていないのではないかと考えます。</p> <p>あの事故からは15年経ったわけですけども、その時の</p> | <p>昨年、道警に提出された登山計画書は約五千件と承知しておりますが、登山計画書は、一律に提出が義務付けられているものではなく、登山アプリや、山岳団体、登山口のポスト等、提出先は様々でありますことから、登山者が提出している登山計画書の全体数の把握は難しいところがございます。</p> <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>通報及び救助体制等についてでございますが、山岳遭難が発生した場合には、遭難者自身又は同行者などから、警察もしくは消防に通報があり、通報を受けた警察、消防では、直ちに情報を双方で共有するとともに、道の防災航空室にも連絡することとなっております。</p> <p>捜索・救助に当たりましては、道警や道のヘリコプターを活用するほか、道警山岳救助隊や道警と消防の合同による地上からの活動を行い、一刻も早い発見、救助に取り組む体制となっております。</p> <p>なお、こうした体制を安定的に維持していくため、天候などの情報収集や活動要員の健康管理、二次災害防止などといった安全管理に万全を期すとともに、活動に必要な装備や資機材の充実に不断に取り組んでいく必要があるものと認識しております。</p> <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>遭難事故からの教訓についてでございますが、道では、平成21年7月に大雪山系トムラウシ山で発生した遭難事故におきまして、主に低体温症により8名の方がお亡くなりになったことを踏まえ、専門家のご意見も伺いながら、ホームページにおきまして、低体温症のリスクの説明や、その予防対策などを掲載し、道民の皆様に対する注意喚起を行っているところでございまして、引き続き、ホームページやSNSなどを活用して、一層の注意喚起に努めてまいります。</p> |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨   |
|---|---|
| <p>教訓というものは活かされていると言えるのでしょうか。</p> <p>その広報の仕方が、本当に効果的なのかどうか後で伺いたいと思います。</p> <p><b>(六) 遭難原因と対策について</b><br/>         遭難の原因というのは、道迷いや滑落のほか、今申し上げましたが、疲労や病気によるものが少なくありません。<br/>         遭難を防ぐために、対策を講じることが必要と考えますが、この取組状況はどうなっているのでしょうか。</p> <p><b>(七) 道の広報について</b><br/>         そういうことでホームページを検索してみたんですが、北海道の山岳遭難ということで検索すると、危機対策局の山岳遭難にヒットします。<br/>         ところが、2020年12月14日の登山の事故防止について、2021年11月5日、山菜取りでの遭難防止についてという項目以外情報が見当たらないのですが、更新状況はどうなっているのでしょうか。</p> <p><b>(再質)</b><br/>         更新しているのに、それが表示されていないもんですから、古い情報ではないかと、誤解を招くんですね。<br/>         ですからこのところは最新の情報だと分かるように整理をしていただきたいと思います。<br/>         それから、今、答弁にございましたバックカントリースキーの注意事項も書いてあるのですが、バックカントリースキーの遭難事故というのは、多くが外国人が遭難に遭っているんです。この周知広報について、外国語対応というのはどうなっているのでしょうか。</p> <p>この外国語対応は不十分だと思うんですね。それで、英語で検索をかけてみても出てこないんですよ。ヒットしないんですね、道の広報のところには。<br/>         それから調べてみたら、「Do you have disposable toilet packs」というチラシが出てくる、これ</p> | <p><b>(危機対策課長)</b><br/>         遭難防止に向けた取組についてでございますが、山岳遭難の主な原因である道迷いは、登山コースの事前学習不足や地図とコンパスの不携帯、地図を読むスキルの不足等が原因と考えられ、また、転倒、滑落事故では、「つまづき」や「スリップ」といったことが原因となり、骨折等の重傷を負い、自力での下山が困難となるケースが多く見られるところでございます。</p> <p>このため、道では、登山地図アプリの活用のほか、体力や体調に見合った余裕のある登山計画の立案、水分の十分な補給、非常時を想定した雨具や防寒着の携帯など、山岳遭難を防ぐための注意事項や安全に登山を行うために必要な装備等を確認するためのチェックリストをホームページに掲載し、注意喚起を図っているところでございます。</p> <p><b>(危機対策課長)</b><br/>         ホームページよる広報についてでございますが、危機対策課の山岳遭難防止対策のホームページでは、「山菜採りでの遭難防止」と「登山の事故防止」の2区分で、コンテンツを整理・構成しております。</p> <p>いずれの区分におきましても、事故防止に向けた基礎知識や注意事項を掲載していることに加えまして、バックカントリースキーの注意事項や山岳パトロール情報といった、庁内関係部局や道警が作成しているホームページへのリンクを設定するなど、道民の皆様にご注意喚起する内容となっており、本年6月4日には、山菜等の採取にあたっての注意点を、また、7月31日には、登山中の低体温症を防ぐための注意点などをそれぞれ更新しております。</p> <p><b>(危機対策局長)</b><br/>         外国人に対する遭難防止対策についてでございますが、道内における冬山シーズンにおきましては、バックカントリースキーなどにより、遭難者の大半が外国人という状況になっております。</p> <p>道では、ホームページにおきまして、日本語、中国語のですね、注意喚起用のチラシを掲載しておりますほか、これまで、庁内関係部局や関係機関と連携し、スキー場における注意喚起の啓発活動を行ってこられたほか、各国の駐日大使館や総領事館、あるいはレンタカー会社、こういったところにチラシを送付しまして、外国人旅行者に対する周知の協力要請を行うなど、バックカントリースキーによる遭難事故防止に取り組んできたところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨   |
|---|---|
| <p>は羅臼と斜里と道と環境省と一緒に作っているリーフレット。それ以外のところは見当たらないんですよね、非常に不十分すぎる。</p> <p><u>この点については知事にもお伺いしたいと思っております。</u></p> <p><b>(八) 国立公園の利用に対する遭難防止対策について</b></p> <p>道は、今後ですね、総務部ではないんですけども、国立公園の誘客促進調査を行うとしていますが、厳しい山岳環境を安全に利用していくために、山岳遭難防止対策の立場から、総務部としてはどう連携していくのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>大雪山などの北海道の山岳環境においては、オーバーツーリズムになっているという状況があります。</p> <p>さらに、日高山脈の方はインバウンドが少ないから、誘客するんだということが進めようとするんですけど、特に海外の人が対象になれば、外国語対応はどうなっているのか、それから、海外の人が遭難に遭ったときの対応というのは大変になってくるんですけども、そうしたことがどうなっているについては、ちょっと疑問がかなり残りますので、<u>このことについても、知事に伺わないといけないというふうに思います。</u></p> | <p><b>(危機対策局長)</b></p> <p>国立公園の利用に対する遭難防止対策についてですが、道では、本年6月の日高山脈襟裳十勝国立公園指定を契機に、インバウンドの入込が少ない日高・十勝地域におきまして、効果的な誘客に向けたマーケティングなどを実施するとともに、道内7国立公園の魅力を発信するパンフレットの作成と活用により、国立公園における持続可能な観光振興の実現を目指して、環境保全と地域経済活性化につながる新たな観光振興の取組を進めていくこととしております。</p> <p>道といたしましては、道警や関係部局等と連携しまして、夏山登山やバックカントリースキーにおける遭難事故の防止に向けた普及啓発などを行ってきており、今後とも、インバウンドを始め、国立公園内で登山をする方々に、安全に登山を楽しんでいただけるよう、安全情報の充実を図るなど、関係機関等と連携・協力して取り組んでまいります。</p>  |
| <p><b>(九) 遭難防止対策の強化について</b></p> <p>超人的体力で山を踏破するトレイルランの影響もあるのかどうか分からないのですが、富士山でも軽装登山が人気を集めておりまして、安全がないがしろにされている状況が見受けられまして、こうしたことは放置できないと思います。大雪山でもこうした傾向が出てきているようです。</p> <p>山岳遭難を防いで、登山やスキー、スノーボード等のスポーツやレジャーによって、人命が失われることがないよう、今日議論した課題等を踏まえて、対策を強化していくことを求めたいと考えますけども、いかがでしょうか。</p>  | <p><b>(危機管理監)</b></p> <p>山岳遭難防止対策に係る今後の対応についてでございますが、道では、本道における山岳遭難の防止並びに遭難者の捜索救助等に万全を期すため、道警、气象台、消防機関、山岳・スポーツクライミング連盟などで構成いたします。山岳遭難防止対策協議会、いわゆる遭対協に参画し、関係機関とともに、道内における山岳遭難発生状況や、事故防止に向けた取組状況などについて、情報共有を行っているほか、安全な登山に向けた普及啓発に取り組んでおります。</p> <p>昨年の山岳遭難発生件数は、コロナ禍前の令和元年を上回る状況となり、バックカントリースキーなどによる冬山シーズンでは、遭難者のうち外国人の占める割合が約56%となるなど、遭対協においては、外国人の遭難防止対策が急務との認識の共有もなされているところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、今後とも遭対協に参画する関係機関との連携を密にし、様々な手段を活用した普及啓発に不断に取り組みますとともに、外国人に対しても、分かりやすく効果的な情報発信を行うなど、道内での登山が安全で楽しいものとなるよう、一層努めてまいります。</p> |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨  |
|---|--|
| <p>遭難対策を取るだけでなく、未然に防がないといけないですね。</p> <p>このことに対して誘客側がどんなことを考えているのか、分かりませんので全体として<u>知事に直接伺いたいと思いますので、総括のお取りはからいお願いいたします。</u></p> <p><b>三 ロシア軍機による領空侵犯について</b></p> <p>ロシア軍機による領空侵犯です。</p> <p>9月23日の13時頃礼文島北側において、ロシア軍の哨戒機が領空を侵犯し、その後も3回にわたって領空侵犯を行った訳です。</p> <p>自衛隊機がスクランブル発進をして、無線による警告の後、3回目の侵犯の際にはフレア射出による警告を行いました。これは、自衛隊史上初の事案でありまして、そこで以下伺ってまいります。</p> <p><b>(一) 第一報の認知について</b></p> <p>一度目の領空侵犯が起こったのは23日の13時頃と発表されておりますけれども、道は第一報をどのような手段で知り、国からはどう伝達されたのですか。</p> <p><b>(再質)</b></p> <p>少しさらってみますと、18時55分頃に官房長官の記者会見が行われ、その前、道は知らないということで、さらにプレスリリースの後になって、20時頃に知って、そしてさらに防衛局の情報提供が20時27分頃ですよ。</p> <p>そして今年明らかになった在日米軍による沖縄での女性生暴力事件を思い起こすような、自治体に事前に伝えないという構図は、同じではないかという印象を受けるわけです。</p> <p>今回は自衛隊の対応であって、なおさらのこと領空侵犯に対して、自治体への情報共有が必須ではないかと考えますが、どう受け止めていますか。</p> <p>知事は課題があったと言っているだけなのでですね。まずは情報提供してくださいと国に強く求めてないの</p> | <p>す。</p> <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>ロシア軍機による領空侵犯事案についてでございますが、防衛省は、先月23日、ロシア軍の哨戒機1機が、13時台から15時台にかけて、3度にわたり、礼文島北方の領海上空を侵犯したことを確認し、これに対し、自衛隊は航空自衛隊の戦闘機を緊急発進させ、通告及び警告を実施する等の対応を実施したところでございます。</p> <p>こうした事態に対し、16時50分頃に総理指示が出され、政府は、首相官邸に情報連絡室を設置して対応にあたったところであり、18時55分頃に内閣官房長官が、また、19時30分頃には防衛大臣が、それぞれ記者会見を行って事案を公表し、この防衛大臣の会見に合わせて防衛省がプレスリリースを行っております。</p> <p>道では、20時頃に、報道を通じて事案を把握し、その後、20時27分頃に、北海道防衛局から、防衛省のプレスリリース資料の情報提供を受けたところでございます。</p> <p><b>(危機対策局長)</b></p> <p>情報提供・情報共有についてであります。今回の事案では、関係機関の間での情報共有や、道民の皆様、関係市町村への情報提供に課題があったということから、道では、先月25日、「ロシア軍機による領空侵犯に係る関係機関担当者会議」を開催しまして、対応経過を共有するとともに、今回と同様の事案発生に備えた連携強化を確認したところでございます。</p> <p>また、翌26日には、知事と北海道防衛局長が今回の事案につきまして意見交換を行い、道と防衛局が緊密に連携し、道民や関係自治体などへの円滑な情報提供に努めていくことを確認したところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨  | 答 弁 要 旨   |
|--|---|
| <p>でしょうか。こういう弱腰の姿勢は非常に問題だと思います。</p> <p><b>(二) 領空侵犯事案と市町村への情報伝達について</b><br/> そこで、お聞きしたいのは、これまで道内で起きた領空侵犯は何件だったのか。<br/> また、領空侵犯事案が発生した際の伝達方法について、市町村へは伝えられる仕組みとなっていたのでしょうか。</p> <p><b>(再質)</b><br/> 今の答弁だと市町村に伝える仕組みがないということですか。<br/> 住民に対する責任放棄ではありませんか。<br/> これは仕組みがないということで放置しているのですか。<br/> 早急に作るべきではありませんか。</p> <p><u>そここのところは今の答弁では納得できませんので、知事に聞かなければならないと思っております。</u></p> | <p><b>(危機対策課長)</b><br/> 北海道周辺における領空侵犯事案についてであります。北海道防衛局からは、データの確認が可能な1967年、昭和42年以降は、本道周辺における領空侵犯の件数は、25件と聞いております。<br/> また、領空侵犯事案が発生した際の市町村への情報伝達につきましては、国及び道におきましても具体的な対応は定めておりませんでした。<br/> 以上でございます。</p> <p><b>(危機対策局長)</b><br/> 市町村への情報提供・情報共有についてであります。先ほども答弁申し上げたとおり、今回の情報共有や情報提供に課題があったということでございます。<br/> 関係機関との対応経過を共有し、連携強化について確認したところでございます。<br/> 道といたしましては、この度の課題を踏まえまして、関係機関と緊密な連携の下、適時の情報提供など、今回と同様の事案が発生した場合に、適切に対応できるよう、取り組んでまいります。</p>                         |
| <p><b>(三) 地方自治体への伝達手段の改善について</b><br/> 道は9月24日付けで緊急要請を内閣官房長官宛てに行い、26日には知事が防衛局長と面談しているわけですが、その際に伝達の改善について、改善についてです。どのように要請し、どのような返答があったのでしょうか。改善について、そもそも要請しているのですか。</p> <p>領空侵犯というのは、主権を脅かす国際法違反行為ですよね。<br/> それに対して自衛隊が初めてフレアの射出をおこなった。<br/> 緊張を高めてはいけない中での、放射行為というのは、どのように受け止めて、また、それを道民や関係自治体にどう説明するのか非常に厳しく問われるわけで</p>   | <p><b>(危機対策課長)</b><br/> 国に対する要請等についてでございますが、道では、事案が発生した翌日の先月24日に、内閣官房長官に対し、ロシア政府に対し、再発防止を求める毅然とした外交交渉を推進すること、我が国周辺におけるロシア軍や中国軍の活動に対する必要な情報の収集分析及び警戒・監視に万全を期すこと、関係自治体や国民への情報提供を適時適切に行うこと、以上の3点を求める緊急要請を文書により行ったところでございます。<br/> また、26日に行いました知事と北海道防衛局長との意見交換におきましては、知事から会見や報道発表が行われ、一定の時間が過ぎた後に情報の共有が図られたという点について課題があったので道防衛局においても、情報共有のあり方について、今後、議論をしながら、円滑に行えるよう取り組みを進めて欲しいと要請し、道防衛局長からは、道と道防衛局の強固な結束のもと、緊密に連携し関係自治体と意思疎通を図り、丁寧な説明や速やかな情報提供に努めていきたいと返答をいただいたところでございます。</p> |

| 質 問 要 旨   | 答 弁 要 旨  |
|---|--|
| <p>す。</p> <p>それで、このことは今の知事と国とのやりとりでは、不十分だと考えます。認識が甘いのではないかと思います。</p> <p><b>(四) ロシア機に対するフレア射出による警告に至るまでの経緯について</b></p> <p>自衛隊法84条では外国の航空機が領空侵犯をした場合、無線による警告や信号弾による警告射撃など必要な措置を取ることが出来ると規定されていますが、フレアによる警告は従来行ってこなかった措置であります。今回のフレア射出は武器使用にはあたらないと防衛省は発表していますが、一歩間違えれば偶発的な事故につながる可能性もあるわけです。ないとは言いきれないわけですね。フレア射出の判断は誰がどのタイミングで行ったのか、道から照会したのですか。</p> <p>現場で判断することは非常に危険なのですよね。だから、シビリアンコントロールが効いているのかどうかきちんと検証しなければならないという声が出ていのではないですか。</p> <p>なんでも現場判断すればいいということではないのです。</p> <p>特に緊張高める行為というのは、厳に慎まなければならないのですよ。</p> <p>そして、外交で解決しなければならないのです。</p> <p><b>(五) 道の姿勢について</b></p> <p>名古屋学院大学の飯島慈明教授はさらなる衝突を招かないためにも、自衛力の行使は必要最低限に抑えなければならない。簡単に適切だったというのではなく、対応の検証が必要だとしております。</p> <p>道として直接ロシア領事館を通じて、緊張につながる行動の抑制、再発防止策を求めると同時に、自衛隊側にも衝突回避の手段として、今回の警告が適切だったのかどうか検証を求めると考えますが、いかがですか。</p> <p>私が指摘したことは、受け止めたような答弁ではないですし、ロシアとの関係が非友好国となっていて、外交も大変厳しい状況だと思いますが、外交で解決していかなければならないと思います。</p> <p><u>知事の対応について、直接お伺いしたいので、この件についても、総括質疑のお取り計らいをお願いいたします。</u></p> <p>以上で私の質問を終わります</p> | <p><b>(危機対策課長)</b></p> <p>フレアによる警告についてでございますが、先月24日に行われた記者会見におきまして、木原防衛大臣からは、「様々な状況を鑑みて、今回のフレアによる警告に至ったことについて、その警告によって速やかにロシア軍機が領空外に退避したことを考えれば、適切な判断だったと考えている。」との見解が示されたところでございます。</p> <p>また、先月26日の知事と北海道防衛局長との意見交換におきまして、道防衛局長から、「今般のロシア軍機の領空侵犯に際しては、無線、機体信号及びフレアによる警告を適切に実施し、厳正な対領空侵犯措置を実施した。」との説明を受けており、道として、フレアの使用の判断に関する国への照会は行っておりません。</p> <p><b>(危機管理監)</b></p> <p>事案に係る対応等についてであります。先月23日の記者会見において、林官房長官は「今回のロシア軍哨戒機による我が国領空の侵犯は極めて遺憾であり、本日、ロシア政府に対し、外交ルートで極めて厳重に抗議するとともに、再発防止を強く求めた。」と発言しております。</p> <p>領空侵犯は、国際法上の違法な行為で、我が国の主権の重大な侵害でありますことから、国の責任において対処すべきものと考えており、道では、内閣官房長官に対し、ロシア政府に対する毅然とした外交交渉の推進などを求める緊急要請を行ったところであります。</p> <p>また、今般のロシア軍機の領空侵犯に関しては、先月26日の知事と道防衛局長との意見交換においても、道防衛局長から、「警告を適切に実施し、厳正な対領空侵犯措置を実施した。」との説明を受けているところであります。</p> |